

Title	井上芳郎著 支那原始社会形態
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1939
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.33, No.11 (1939. 11) ,p.1505(99)- 1510(104)
JaLC DOI	10.14991/001.19391101-0099
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19391101-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「公正——麗しき言葉ではあるが、何人が之を正しく解するか(エグモントよりの引用)の痛烈な批判を浴びせたのは興味がある。唯だ私はインフレーション現象を貨幣政策的収入として論ずることよりも、公債との關聯において考察する方が一層論理的ではないかと思ふ。と言ふのは、確かに過去においては貨幣政策的なインフレーション収入が企圖されたのであるが、それは寧ろ特殊の事例であつて、多くは公債と結びついて發現してゐる。事實レブケも亦公債の問題を論ずるときに、常にインフレーション現象に關説してゐるのである。それならば、はじめからインフレーションを公債と關聯せしめて論ずる方が遙かに論理的である。今日のインフレーションを直ちに歴史上にみた超インフレーションに關聯せしめることは、寧ろ論理の分裂を來たす虞れがある。

それにも拘らずレブケの財政學は、その簡明なる點において、また新たな諸問題を内包する點において、今日最上の財政學概論と稱されて好い。無論いくつかの點において批判されるべきところはある。然しその批判は多く最近の急速な財政現象の發展から生じたものである。従つて吾々は一應この書によつて財政學の新たな緒口を學び、更にその後の發展によつて、近時の財政の新たな理解をもつことが出来る。斯様な意味で、私はこの書を單なる入門書といふ以上に、ひろく現代財政學建設のための出發點とされんことを望むものである。重ねて譯者の勞を多し度い。

井上芳郎著「支那原始社會形態」

野村兼太郎

支那事變以來、われわれの支那に關する關心は著しく増大した。元來隣邦支那についての研究は確かにわれわれ日本人に依つて當然なべき課題であつた。然るに従來西洋の學問文物にのみ多くの價值を認め、これに没頭してゐたため、一般に支那については無關心に過ぎたといつても過言ではない。今次事變に依つて一般が支那に目ざめて來たことは、假令遅しといへども、悪いことではない。むしろ助長すべき傾向である。しかし眞に支那を理解することは一朝一夕になされ得ることではない。眞面目な、辛棒づよい努力に依つてのみ成就し得ることである。

「支那原始社會形態」の著者井上氏は東洋古代社會、殊にシュメル、バビロンの楔形文字等に依る古代原典の研究として知られたる篤學の士である。支那事變に刺戟されて、倉皇として支那に關する知識を補綴して、時好に投ぜんとしたものではない。古代支那文獻に關する十數年の研究の成果である。この點において、私は本書を讀み、又これを進んで批評せんと欲する者である。私自身も年來支那の社會經濟史、思想史等に多大の關心を有する者である。唯不幸にして未だこの方面に關する研究に積極的に従事する餘裕をもたない。従つて評者としての資格を缺く者である。それにも拘らず敢てここに批評を試みんとするのは、本書が眞面目な研究の成果であることを知るが

井上芳郎著「支那原始社會形態」

故である。

本書は著者のいふところに従へば、「原始血族社會組織を主體とし、それより近代的小家族制度への推移の間に現はるゝ、東洋的特質を把握せんとしたものである」といふ。そして總論と各論とから成るものであるが、各論は「一般資料による直接的研究の集積で」あり、これを別冊として刊行することとし、ここに公けにされたのは、總論の部だけである。總論はそれらの資料から得られた結論とも見られ、又煩雜なる考證を除いた通論でもある。

「總論」即ち本書は三篇から成る。第一篇は序論、第二篇は支那原始社會形態總論、第三篇は原始的血族制の崩壊過程と題する。題名に依つても明かであるやうに、本書の中核は第二篇にある。然るに第一篇序論の占むる分量は本書全體の半ばに及ぶ。序論は著者の言に従へば、「此全體的研究方法に對する理論的根據のために」用意されたものであるといふ。即ち原始社會の研究について著者の抱懷さるる方法論、「もの見方、考へ方」を明かにされんがために書かれたものである。

歴史研究、殊に原始社會の如き資料の極度に缺如せる部門の研究について、方法論の重要なこと、又研究者のものの見方や考へ方が斷定に及ぼす影響の大なることは多言を必要としない。しかし著者が何が故にかく多くの紙數を費して、歐米の論理學や社會學を敘述し、又社會學史を説明しなければならなかつたのか、私は了解に苦しむ。著者は「社會的理論に於て、現實性の無視が、かくして全く無意義な結果を將來すべきは勿論であらうが、然らば其理論そのものが如何にして現實を把握し得るかが更に問題となり得る」となし、自己の立場を明確にするために、「論理の問題」その他を取扱ふ必要ありとされてゐる。このことは正しい。しかし何故に端的に自己の立場を述ぶるに止めず、敢て學史的敘述をなされたのか解らない。私は第二篇以下を讀みつつ、何時かその必要を證明すると

ころがあらうと期待してゐたが、終にそれを發見し得なかつた。一六頁以下一三四頁に至る部分は著者の立場を規定づけるものとして、他の形式で發表さるるか、又はその筐底に收め置くべきものではなかつたらうか。

第二篇支那原始社會形態總論は多大の興味を以つて讀了し得た。著者は支那原始社會の特徴として、年齢別制度に留意されたことが特に注意さるべき點であらう。「支那に於ける此年齢別制度の存在は、在來の歴史家は勿論、社會史家からも殆んど顧みられてゐない。然しながら、此制度の存在に就ては、禮記の曲禮、内則并に論語爲政篇に明細適確に記録せられてゐる。郷飲酒禮に就ては禮記及び儀禮にあり、其他斷片的に之を推定せしむる記録は無數である」(一五二頁)。この年齢別制といふのは、「郷黨の全員を年齢別的に平等と見る制度」で、所謂「長幼序あり」の思想を生む基礎をなすものである。

井上氏はかかる制度が「家」の血族關係と矛盾することを指摘し、その行はるる社會狀態を推定して、次ぎの如くいふ。「年齢別制が行はれる範圍——それを一の郷と見るならば、其郷が只一の血族によつて擴充されてゐるか、然らずんば數多の血族が併立しても、尙其各血族が對立的でなく、一樣に年齢別制に従ふ事、即ち一家と同様な融和中に、共に齒し得る程度にあつた事を必要とする。果して然りとするならば、此狀態は多くの場合、一血族が分裂して尙甚しく異色を發生しなかつた時代と推定される。……換言すれば、年齢別制は一郷一血族又は其亞族によつて行はれた事、而して此制度が行はれた範圍并に其時代に於ては、一封疆によつて圍まれてゐた一郷が主として一血族又は亞族であつたといふ事となる」(一五三頁)。

さらに年齢別制の必要なりし所以を説明して、「一集團が血族的に結合せられてゐる時、それも極めて狭い範圍の場合、親と子との其出生的關係によつて大體に於て一の世代として現はれて來るから、其所におのづから自然

的年齢の差が生じて、之を人為的に分ける必要が餘り起り得ない。然しながら、其人員が漸次増殖して、多數の團體員の存在と共に、親子關係が幾重にも折り重つて表はれて來ると、之を親と子の世代によつて分けても、兄弟的年齢の近接が幾多の交錯を生じて、其世代的分類が何等の差別的意味を表はさなくなると、初めて年齢を以て統一する制度に重要性が生じて來る」(一五八頁)。

ここに著者のいふところを敢てそのまま引用したのは、著者がこの年齢別性を以つて支那原始社會を考察する鍵とされたのではないかと推測されるからである。即ちかくて一族並びにその亞族から成る團まれた一郷が想定され、それが支那古代社會の環狀村落を形成する。井上氏はかかる原始社會を支那文字の上から詳細に證明される。それは恐らく氏の最も得意とさるる壇上であらう。「國」「邦」「封」「社」等の説明から團まれたる村落形態を明かにし、「兄弟」「昆弟」等の意味を説いて、「原始時代に於ては此昆弟といふ語の中には同父、又は同母から生れたといふ意味が少しも存在しなかつた」(一五七頁)ことを證明して、年齢別制と血族的順位との矛盾を除去する。さらに「亞」字の字型より、やがて後の住宅形式にまで及ぶ。

かくして「原始社會に於ける年齢別制に於ては兄弟、姉妹、の關係は單なる長幼の差を示し、決して系統の親疎を示すものではないといふこと」、伯叔も亦同様である。「故に此際の統制機構として原始生活に於ける信仰的地位、經驗的優位、先取的地位といふやうなものの上に立ち、従つて年齢別制なるものの存在理由もその上に立つてゐた。又其繼承關係も出生といふ自然的事實の上に立脚して母系制として繼續した」(二〇六頁)と斷定される。

私は以上の結論について全面的には賛成し得ない。又文字からのみの證明には少しく不安を感じざるを得ない。勿論氏はこれに關し、「在來の説文學は單なる字形の研究或は字義の研究に止まるが、支那の文字の變化は、同時

に言語の社會的意義の變化として、之を捕へなければ何もならぬ。デュルケームのいふ言語社會學の全部に必ずしも同意するものではないが、少くも社會學的意義を省みない、文字學などは凡そ無意味なものである。殊に漢字は其組合せの變化が言語の進展を裏付けてゐる點に於て、單なる言語社會學の資料以上に、有効に之を活用出来る點を注視して、新らしき研究分野を開くべきである」(二二二頁)といはれてゐる。この點は確かに正しい。しかもなほ言語文字からのみ、その以前の社會狀態を推定するためには、極めて周到なる用意が必要である。井上氏は十分にそれらの點を考慮されてゐるらしい。唯これを證すべき「各論」が未だ公刊されず、その周到さを知るよしもない。一日も早く「各論」の上梓されんことを希望する。

なほかかる支那原始社會が如何にして崩潰したかについて述べ、殷代から周代の封建制度——それは支那的な特徴を有する血族的封建制度に至る過程を同様な方法をもつて説明される。その結論のところ、氏は次ぎの如くいはれる。

「周代の血族的封建制以後次々の時代を通つて現はれた氏族制度の全的崩壊と、それに伴ふ小家族的又は個人的單位が社會の全面を蔽ふに至つて、國家論に於ける孔子の民族的復古主義が一轉し、孟子の民人主體の天命論となり、又上部構造(?)の飽くなき擯取は、商子の愚民論となり、韓非子の公私背反論となつた。更にかくして結集根據を失つた全民衆の上に秦代の全統一國家が出現したのである」(二三二頁)。その見方は甚だ面白いが、些か概括に急なる恨みがある。その他本書の提供してゐる問題は頗る多い。しかし今一々ここに取上げて論究する餘裕がない。要するに本書の中心は支那原始社會を現存する古代文獻から論證したところにある。この點においては著者の努力は頗る大であり、かつその論法に氏の面目躍如たるものがある。従つて「各論」の存在は特に重要である。

昔から支那は謎の國といはれてゐる。支那を理解することはわれわれにとつて最も急務とするところである。支那の謎は解かれねばならない。今後ともこの方面の研究を相次いで發表せられんことを著者に屬望して止まぬ者である。(菊版二七六頁、岡倉書房刊、定價貳圓八拾錢)

一千六百六十九年版『自國貨物の改良、特に又、羊毛の加工に由る英吉利の利益主張』の著者に就いて

高橋 誠 一 郎

吾人は本誌第三十三卷第八號(本年八月號)に於いて、『古版經濟書解題』中の一篇として、一千六百六十九年倫敦に於いて刊行せられた匿名の小冊子『自國貨物の改良、別しては又、羊毛の加工に由る英吉利の利益主張』を紹介し、「陛下及び自國を眞に愛する者」とのみ署記せる其の著者が果して何人であるかは「余に於いては遺憾ながら、差し當り、之れを考證す可き何等の便も存することがない」と記した。(二二二頁)。然るに、其の後、學友高村象平教授を介して、早稻田大學經濟學部助教授小松芳喬氏より、元牛津大學經濟史講師リブソン氏の著『The Economic History of England』の第三卷二十四頁及び四百九十二頁に此の書がウイリアム・カーター(W. Carter)の著として引用せられ、又、一昨年刊行せられたジョージ・マッシー(Joseph Massie)の蒐集本目録、即ち吾人が會つて本誌第三十二卷第二號に於いて紹介せる Bibliography of the Collection of Books and Tracts on Commerce, Currency, and Poor Law. (1557-1763) formed by Joseph Massie (Died 1784), 1937. 及び『ケンブリッジ・

一千六百六十九年版『自國貨物の改良、特に又、羊毛の加工に由る英吉利の利益主張』の著者に就いて